

## 消防用設備等設置計画届出書の概要及び提出方法等

---

### 届出書の概要

---

防火対象物において、次に掲げる消防用設備等（消防法第 17 条の 14 の規定により届け出なければならないものを除く。）を設置しようとするものは、当該設置に係る工事に着手する日の 10 日前までに、設置計画届出書によりその旨を消防長又は消防署長に届け出なければなりません。

設置計画届出書の提出が必要なものは、消防用設備等のうち動力消防ポンプ設備、漏電火災警報器、非常警報設備、滑り台、避難はしご、滑り棒、避難橋、避難用タラップ、誘導灯、消防用水、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備又は無線通信補助設備です。

### 届出方法等

---

#### 届出時期

消防用設備等の設置に係る工事に着手する日の 10 日前。

#### 届出場所

工事の場所を所轄する消防署

（詳しくは防火対象物に関する届出先を御覧ください。）

## 添付書類

- 見取図
- 配置図
- 設備概要表
- 平面図等

必要に応じて、その他の図面等の添付を求める場合がありますので、届出先に御確認ください。